

## 代襲相続とは

財産を持つ人が亡くなると、だれがその財産を引き継ぐ相続人になるかが問題となります。

前回お知らせしたように、法定相続人になるのは配偶者と血族相続人です。

しかし相続では、相続人となるはずの人が既に死亡しているという場合があります。このようなときは、死亡した相続人に代わってその人の子が財産を引き継ぎます。これを代襲相続といい、代わりとなった相続人を代襲相続人といいます。

相続人が死亡している場合の代襲相続には、次の2つのケースがあります。

### 1. 相続人となる子が既に死亡している

相続人となるはずの子が既に死亡している場合は、その人の子（被相続人の孫）が代襲相続します。孫も死亡している場合は、曾孫が相続するというように直系卑属が順次代襲相続人となります。

### 2. 相続人となる兄弟姉妹が既に死亡している

相続人となる兄弟姉妹が既に死亡している場合、その人の子が代襲相続します。つまり被相続人の甥や姪が財産を引き継ぎます。このとき甥や姪が死亡していても、その人の子が再代襲することはできません。

代襲相続があると、法定相続人が増えて相続税の税額計算に影響がおよんだり、遺産分割をめぐるトラブルが起こりやすくなります。

代襲相続が予想されるのであれば、事前に相続対策を立てておくことをお勧めします。